

広島県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十八年四月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

焼山吉浦線

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|--------|
| | 新 | 旧 | | | |
| 呉市吉浦町字五斗木一〇〇六番一地从先から 呉市吉浦町字五斗木一〇〇六番一地从先まで | 一七・〇〇〇 一・九〇〇 | 一六・三〇〇 一・二〇〇 | 三二・〇〇 | 三二・〇〇 | 拡幅 |